

住宅用火災警報器設置例

平屋建住宅設置例



↑ 寝室が1室のみの場合

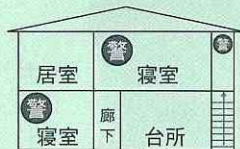
2階建住宅設置例



↑ 寝室が1階に1室のみの場合



↑ 寝室が2階に1室のみの場合



← 寝室が1階と2階に各1室の場合

3階建住宅設置例



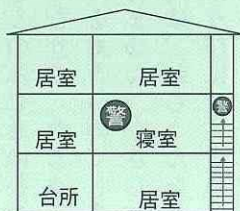
↑ 寝室が3階に1室のみの場合



↑ 寝室が1階に1室のみの場合

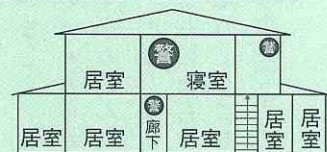


↑ 寝室が1階及び2階の場合



↑ 寝室が2階に1室のみの場合

1階に7㎡以上の居室が5以上存する住宅設置例



↑ 寝室が2階に1室のみの場合



※ ● は、火災警報器の設置が必要な場所

住宅用火災警報器の種類

現在市販されている住宅用火災警報器は、大きく分けて「煙」に反応する煙式タイプと「熱」に反応する熱式タイプの2種類があります。また煙式タイプには、光電式とイオン式があります。

今回義務化された、寝室などへ設置する火災警報器は「煙式で光電式」と決まっています。この義務化は、住宅火災から人命を守ることを目的とし、火災の発生をいち早く住居者に知らせる手段として行われます。このため、熱や階段等で使用する場合、熱

式タイプでは火災がある程度進み、警報器に熱が伝わらないと反応しないという点があり、火災の初期状態の煙で反応する煙式を設置することになりました。また、先述したとおり煙式の警報器には光電式とイオン式がありますが、イオン式は極めて微弱な放射性物質が含有されていて、その性質を利用し火災（煙）の発見をしています。このため廃棄が困難という点から、光電式の火災警報器の設置が決められました。なお、現在日本国内ではイオン式の火災警報器は製造されていません。

火災警報器の購入について

火災警報器は、電器店や防災設備取扱店、ホームセンターなどで購入できます。現在販売されている壁掛け式の乾電池を使用するものは5〜6千円で販売されています。また、耐用年数が10年の物でも定価約1万2千円程度で販売されています。

義務化された設置場所へ設置する火災警報器は、細かく規格が決められています。このため、日本消防検定協会が鑑定したNSマークの付いた警報器を選びましょう。

警報器は最終手段

火災警報器を設置したからといって、火災がなくなるわけではありません。しかし火災が発生した場合、逃げおくれや初期消火の大きな助けになることは間違いありません。義務化されるのは、既存住宅では約3年後ですが、早めの設置をお願いします。

問い合わせ先

島田市・北椋原地区
衛生消防組合
島田消防本部予防課
☎ へ37-0119

悪徳商法には注意しましょう

今回住宅用火災警報器の義務化が行われるにあたり、多くの悪質な訪問販売の被害が心配されます。次の点に注意し被害に遭わないよう注意しましょう。

◎ 消防署では、住宅用火災警報器の販売はしません。

◎ 住宅用火災警報器は、フックにかけたり、ビスで留めるだけなど、個人で容易に取り付けできる物もあります。業者に工事をお願いするときは、事前に見積もりを取り、工事内容をよく確認して納得してから依頼してください。

◎ 警報器の点検は、個人で容易に行うことができません。点検業者に依頼しなければできない作業ではありません。また、業者による法点検の必要はありません。